

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討
ワーキンググループの開催について（案）

令和 8 年 ※ 月 ※ 日
青少年インターネット環境の
整備等に関する検討会決定

1 趣旨

令和 7 年 8 月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」にて取りまとめられた「課題と論点の整理」において青少年インターネット環境整備法の在り方が論点の一つとして挙げられたことを踏まえ、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方等について検討するため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に、「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、ワーキンググループの議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループにおける議事の公表

ワーキンググループは、原則として公開とする。ワーキンググループの議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公開や公表をすることにより公平かつ中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、ワーキンググループ及び議事要旨の各々について、全部又は一部を公開若しくは公表しないものとすることができる。

4 庶務

ワーキンググループの庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討
ワーキンググループ名簿

上沼 紫野 弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 理事
岸原 孝昌 (一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事
櫻井 鼓 追手門学院大学心理学部 教授
曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授
竹内 和雄 兵庫県立大学環境人間学部 教授
柳元 陽夏 大学生
山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

[五十音順、敬称略、役職は令和 8 年※月※日現在]

(オブザーバー)

内閣府
公正取引委員会
警察庁
個人情報保護委員会事務局
消費者庁
デジタル庁
総務省
法務省
文部科学省
厚生労働省
経済産業省
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人電子情報技術産業協会